

「岐阜県がん対策推進条例の一部改正(案)」に対するご意見の内容とご意見に対する考え方

※いただいたご意見を集約し、その要旨を掲載しています。また、今後の施策の参考となるよう、県担当部局にご意見を情報提供させていただきます。

- ・意見者数:1名
- ・意見件数:7件

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
1	第6条	<p>タバコ対策について(1)</p> <p>喫煙、受動喫煙のタバコに、非燃焼の加熱式タバコ等の新型タバコも含めるよう、よろしくお願ひします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻きタバコと同様にニコチンが含まれる。したがって、吐き出す呼気にもニコチンが含まれ、受動喫煙による急性心筋梗塞などのリスクがある。 ・紙巻きタバコと同様に種々の発がん性物質が含まれる。したがって、受動喫煙による肺がん・口腔がん・胃がん・腎臓がんなどのリスクがある。 <p>(紙巻きタバコと同様の健康警告表示が義務付けられていることから判るように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻きタバコと違い、発生する有害物質が見えにくい。したがって、周囲の人々は受動喫煙を避けられず、かえって危険である。など <p>参考:「新しいタバコ」に対する日本禁煙学会の見解 http://www.jstc.or.jp/modules/information/index.php?content_id=119</p>	<p>喫煙、受動喫煙対策を講ずべきタバコに加熱式タバコを含むか否かについては、現時点での厚生労働省の評価によれば、「加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難。このため、今後も研究や調査を継続していくことが必要」とされており、この進展により、喫煙、受動喫煙対策を講ずべきとされれば、必然的にこの条例の対象となるものと考えます。</p>
2	第6条	<p>タバコ対策について(2)</p> <p>今進められている国の「健康増進法の改正」を見越して、管轄内公共的施設・場所の屋内全面禁煙の自主的実施が望まれるので、庁舎内(議会棟、出先を含め)、出先や関係機関等の「敷地内or屋内全面禁煙」の周知徹底・要請をよろしくお願ひします。</p> <p>また貴管下職員の勤務中の禁煙実施もお願ひします。</p> <p>参考: http://notobacco.jp/pslaw/nishinohon171222.html</p>	<p>ご意見のとおり、今回の条例改正は、国の健康増進法の改正の動きを踏まえ、ひとまずの措置として、県の公共的施設における受動喫煙を防止するための禁煙又は分煙(以下「禁煙等」という。)の推進はもちろん、市町村の公共的施設における禁煙等の取組の促進に向け、改正を行うものです。</p> <p>したがって、実際に法改正がなされれば、それに則し、改めて条例改正を行うこととなります。</p> <p>なお、いただいたご意見は、今後の県におけるがんや健康づくり対策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
3	第6条	<p>タバコ対策について(3)</p> <p>タバコ特に受動喫煙の危害防止について、公共性の高い施設において子ども・妊産婦を守ることを最優先に全面禁煙ルールを確立して順次広げていくことや、幼稚園や小中学校をなどの保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等をよろしくお願ひします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・青少年の喫煙防止とともに、親や妊産婦・家族が喫煙している場合は禁煙を促す抜本的施策などよろしくお願ひします。 <p>・上記については、東京都子どもを受動喫煙から守る条例 http://www.gikai.metro.tokyo.jp/bill/2017/3-2.html と同様の条例制定が望まれます。関係部局とも調整の上、提案をよろしくお願ひします。</p>	<p>本条例では、第6条第2号及び第3号において、県、市町村の施設における禁煙・分煙の推進等を規定していますが、県議会としては、受動喫煙の防止に向けた県民の理解が深まるよう県担当部局の対応を求めてまいります。</p> <p>なお、喫煙対策のみならず、生活習慣に関わる対策に関しては、ご指摘にもあるとおり、児童、生徒のみならずその保護者の影響も大きいと考えられることから、がん対策全般に関する児童、生徒の知識、理解を深めることを規定した条例第17条の「児童及び生徒」を「児童及び生徒並びにその保護者」に修正します。</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
4	第6条	<p>タバコ対策について(4)</p> <p>「分煙」では煙は必ず漏れます。公共施設や飲食店・職場等や家庭内で、全面禁煙の徹底・推奨をよろしくお願いします。</p>	<p>本条例の制定により、公共施設や飲食店、職場、家庭等における受動喫煙の防止に向けた県民の理解が深まるよう、担当部局の対応を求めています。全面禁煙の徹底については、国による健康増進法の改正の動向を注視し、本条例の改正が必要となれば改めて検討をしてみたいと思います。</p>
5	第6条	<p>タバコ対策について(5)</p> <p>禁煙サポートの推進で、特定健診やがん検診等の場合は40歳以上であったり、より若い20歳前～30歳代・未成年者への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められています。禁煙治療の保険適用について、喫煙指数が200以上などの制約がありました。中医協の改定で、2016年4月からは35歳未満の若い世代も適用になりましたので、この施策の重要性を進めていただきたいです。</p> <p>※御地の禁煙治療の保険適用施設が増えるよう、施策での取り組み要請をよろしくお願いします。 (都道府県別一覧を以下に掲載しています http://notobacco.jp/hoken/sokei.htm)。</p> <p>※また敷地内禁煙となっていない御地の病院がある場合は、改善要請・支援をよろしくお願いします。 http://notobacco.jp/hoken/kokuritutabyoin.htm</p>	<p>いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の県におけるがんや健康づくり対策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
6	第6条	<p>タバコ対策について(6)</p> <p>計画と重なりますが、喫煙者は歯周病で歯を失う人が多くいます。受動喫煙でも同様のリスクがあり、禁煙により、本人及び周りの家族など受動喫煙者でも、歯肉炎・虫歯・歯喪失・義歯修正等の減少が期待され、末永くよく噛み味わえるようになります。</p> <p>歯周病以外に、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あります。これらも強調し、施策・啓発が重要です。</p>	<p>本条例は、舌がんや食道がんを含むがん対策の推進に関わるものです。いただいたご意見は、歯周病対策等健康づくりに関わる具体的な施策に関するものですので、今後の県における健康づくり対策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
7	第6条	<p>タバコ対策について(7)</p> <p>医療費適正化の観点から、喫煙及び受動喫煙が諸疾患の原因となるのはもちろん、重症化の要因になっていることには既に多くのエビデンスがありますが、治療や入院加療・手術に至ってもなお喫煙し続ける患者が少なくなく、重症化予防の妨げ、また医療費高の一因になっているところ。禁煙指導にも関わらず吸い続ける場合は、せつかくの治療効果が減ずるor無駄になるケースもあり、医療資源の浪費となるので、治療を打ち切り、強制退院とする医師や医療施設も現にあり。抜本的な対処・対策をよろしくお願いします。</p>	<p>いただいたご意見は、医療費適正化等のための喫煙、受動喫煙対策等に関わるものです。いただいたご意見は、今後の県における医療費適正化の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>